

雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育講習会

主催 名古屋東労働基準協会

新入社員や作業内容が変わられた方は、安全衛生教育を受講しなければならない事が下記の法律・規則で義務づけられています。当協会では新入社員が入社するこの時期に事業主に代わって新入社員等を対象に法定安全衛生教育に関する講習会を開催致します。修了者には「修了証」を事業所には「修了証明書」を交付致します。

☆労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

☆労働安全衛生規則第35条（雇入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。（略）

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。 四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

日時 2025年4月10日(木) 9:30~16:00

会場 名古屋市工業研究所 4階第2会議室 熱田区六番3-4-41
地下鉄「六番町」下車3番出口徒歩1分 ※公共交通機関のご利用にご協力ください

受講料 会員 7,020円 非会員 8,860円 (テキスト・税込)

申込 下記申込書をFax願います
ホームページ「名古屋東労働基準協会」からWEB申込みも可

宛先 名古屋東労働基準協会
TEL052-890-4466 Fax052-890-4477



支払方法 講習開始10営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。

※ 4月1日(火)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください

雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育講習会 申込書

会社名	住所 〒		
担当者部署・名前	Tel	Fax	
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日